

令和 7 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 1 9 日 招 集
流 山 市

目 次

- 3 9 令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号）
- 4 0 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 1 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 2 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 3 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 4 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 6 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 7 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 8 工事請負契約の締結について（流山スポーツフィールド A 面人工芝化工事）
- 4 9 財産の取得について（高規格救急自動車購入）
- 5 0 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 1 流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 2 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 3 市道路線の認定について

- 2 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 3 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 4 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越計算書について（水道事業会計）
- 6 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 7 専決処分の報告について
- 8 専決処分の報告について

議案第 40 号

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 附属機関である流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を変更するためである。

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例（昭和４６年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表流山市福祉施策審議会の項中

「

１	福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	２人
２	ボランティア団体を代表する者	１人
３	社会福祉法人の役員又は職員	２人
４	民生委員（児童委員）	１人
５	医師会を代表する者	１人
６	歯科医師会を代表する者	１人
７	学識経験を有する者	１人
８	関係行政機関の職員	２人
９	市民等	７人

を

」

「

１	福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	２人
２	福祉サービスを提供する者	２人
３	流山市社会福祉協議会を代表する者	１人
４	民生委員（児童委員）	１人
５	医師会を代表する者	１人
６	歯科医師会を代表する者	１人
７	学識経験を有する者	１人
８	関係行政機関の職員	１人
９	市民等	５人

に改める。

」

附 則

この条例は、令和７年１１月２４日から施行する。

議案第 41 号

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公共団体情報システムの統一・標準化による標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、住登外者宛名番号管理機能に係る事務を個人番号が利用できる事務として追加するとともに、住登外者宛名情報を庁内連携において利用できる特定個人情報に追加し、その細則について規則に委任するほか、所要の改正を行うためである。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- ４ 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって本市の住民基本台帳に登録されていない者（以下「住登外者」という。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第１の２３の項を次のように改める。

２３ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第１中２６の項を２７の項とし、２５の項の次に次のように加える。

２６ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第２の６の項特定個人情報の欄中「住民票関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表８の項特定個人情報の欄中「及び国民健康保険法」を「、国民健康保険法」に改め、「「医療保険給付関係情報」という。）」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表１０の項特定個人情報の欄中「住民票関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表１２の項及び１３の項特定個人情報の欄中「及び地方税関係情報」を「、地方税関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表１４の項特定個人情報の欄中「住民票関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表１５の項及び１６の項特定個人情報の欄中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表１８の項特定個人情報の欄中「及び地方税関係情報」を「、地方税関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表１９の項及

び 20 の項特定個人情報の欄中「及び医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表 21 の項特定個人情報の欄中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表 22 の項特定個人情報の欄中「及び地方税関係情報」を「、地方税関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表 23 の項を削る。

別表第 3 の 1 の項及び 2 の項特定個人情報の欄中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報及び住登外者宛名情報」に改め、同表中 3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの	市長	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの
-------------	---	----	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
流山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市長の事務部局の職員の定数を増員するとともに、定数外とする職員に配偶者同行休業取得者並びに国及び他の地方公共団体への派遣職員を加え、職員の定数の適正化を図るためである。

流山市職員定数条例の一部を改正する条例

流山市職員定数条例（昭和41年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「800人」を「870人」に改める。

第3条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3）配偶者同行休業をしている職員

（4）国及び他の地方公共団体への派遣職員

第3条第2項中「第4号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 43 号

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の
規定による消防の相互の応援及び同法第45条第1項に規定す
る緊急消防援助隊として業務に従事した場合の手当の額を国に
準じて定めるとともに、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防
疫作業に従事した場合の手当の額を県に準じて定めるほか、所
要の改正をするためである。

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和５２年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当の項災害等危険作業手当の目を次のように改める。

災 害 等 危 険 作 業 手 当	震災、風水害等の警戒及び応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）		日 額 ３ ５ ０ 円
	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、本市の区域以外の地域において、消防組 織 法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第１項の規定による相互の応援に基づく業務に従事した者又は同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として業務に従事した者	大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業に従事した者	日 額 ２，１６０円
		上記以外の者	日 額 １，０８０円

別表保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当の項防疫手当の目を次のように改める。

防 疫 手 当	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ等（以下「口蹄疫等」という。）のまん延を防止するために行う、家畜のと殺若しくは死体の焼却若しくは埋却の作業又は口蹄疫等の病原体に汚染し、若しくは汚染した疑いのある物件、場所等の消毒の作業に従事した者	日 額 1 , 6 5 0 円
	上記以外の防疫業務に従事した者	日 額 3 3 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に職員が特殊な勤務に従事した場合について適用し、同日前に職員が特殊な勤務に従事した場合については、なお従前の例による。

議案第 44 号

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するためである。

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年流山市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第９条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第１０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年流山市条例第７号。以下「勤務時間条例」という。）第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「勤務時間条例第１４条」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年流山市条例第７号。以下「勤務時間条例」という。）第１４条」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき。 当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であっ

て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき。 当該
残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準
として条例で定める時間）

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める
時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分
に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に
10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこ
とその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなか
った事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第
3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に
達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情
とする。

第11条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定す
る」を加える。

第12条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「次に掲げ
る事由」を「職員が第3項変更をしたとき」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和
7年法律第5号）による改正後の育児休業法第19条第2項第2号に
掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日
までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例

による改正後の流山市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年流山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

議案第 45 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 妊娠及び出産時並びに育児期の職員への仕事と育児との両立支援制度の利用に関する意向確認等について定めるためである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改める。

第16条の4を第16条の5とする。

第16条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）流山市職員の育児休業等に関する条例第13条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象

職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 46 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額を改めるためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「965円」を「1,113円」に、「482円」を
「557円」に、「826円」を「948円」に、「413円」を「474
円」に改める。

別表第3中

「	1 回	1 0 , 8 0 0 円	を	「	1 回	1 2 , 2 0 0 円	に改める。
	1 回	1 2 , 8 0 0 円			1 回	1 4 , 5 0 0 円	
	1 回	1 1 , 3 0 0 円			1 回	1 2 , 8 0 0 円	
	1 回	1 0 , 8 0 0 円			1 回	1 2 , 2 0 0 円	
	1 回	1 0 , 9 0 0 円			1 回	1 2 , 4 0 0 円	
	1 回	9 , 6 0 0 円			1 回	1 0 , 9 0 0 円	
	1 回	1 0 , 9 0 0 円			1 回	1 2 , 4 0 0 円	
	1 回	8 , 9 0 0 円			1 回	1 0 , 1 0 0 円	
	1 回	8 , 9 0 0 円			1 回	1 0 , 1 0 0 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初め
て行われる選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条
の規定による投票に従事した者に対して支給する報酬から適用する。

議案第 47 号

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、流山市議会議員及び流山市長の選挙に係る選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額を引き上げるためである。

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正）

第1条 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 48 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | 流山スポーツフィールドA面人工芝化工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 365,750,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体
構成員 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
(代表者) 株式会社イズミ
代表取締役 倉持 和幸
構成員 流山市前ヶ崎388番地の1
株式会社コウヨウ
代表取締役 大藤 瑠介 |

参考資料

流山スポーツフィールドA面人工芝化工事概要

- 1 工事場所 流山市大字下花輪337番地の1
- 2 工事概要
 - (1) 施設撤去工 一式
 - (2) 雨水排水設備工 一式
 - (3) 照明設備工 一式
 - (4) グラウンド・コート舗装工 一式
- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から令和8年3月15日まで
- 4 設 計 東京都渋谷区本町1-4-3 エバーグレイス本町1階
株式会社東京ランドスケープ研究所
- 5 施 工 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体
- 6 工 事 費 365,750,000円

入札金額	332,500,000円（税抜）	
請負代金額	365,750,000円（税込）	《消費税率10%》
うち取引に係る	(33,250,000円)	
消費税及び地方消費税の額		

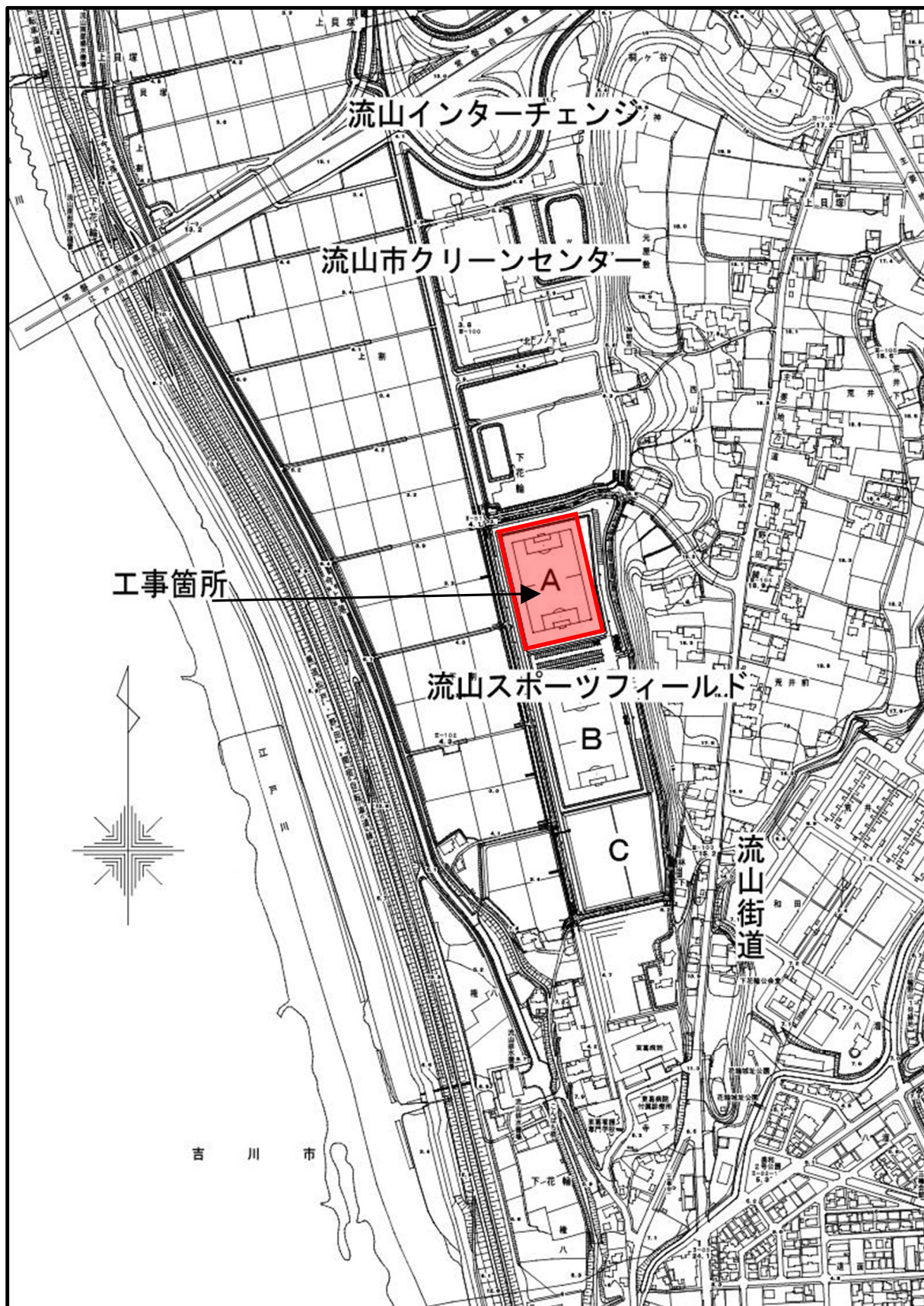
業 者 経 歴 表

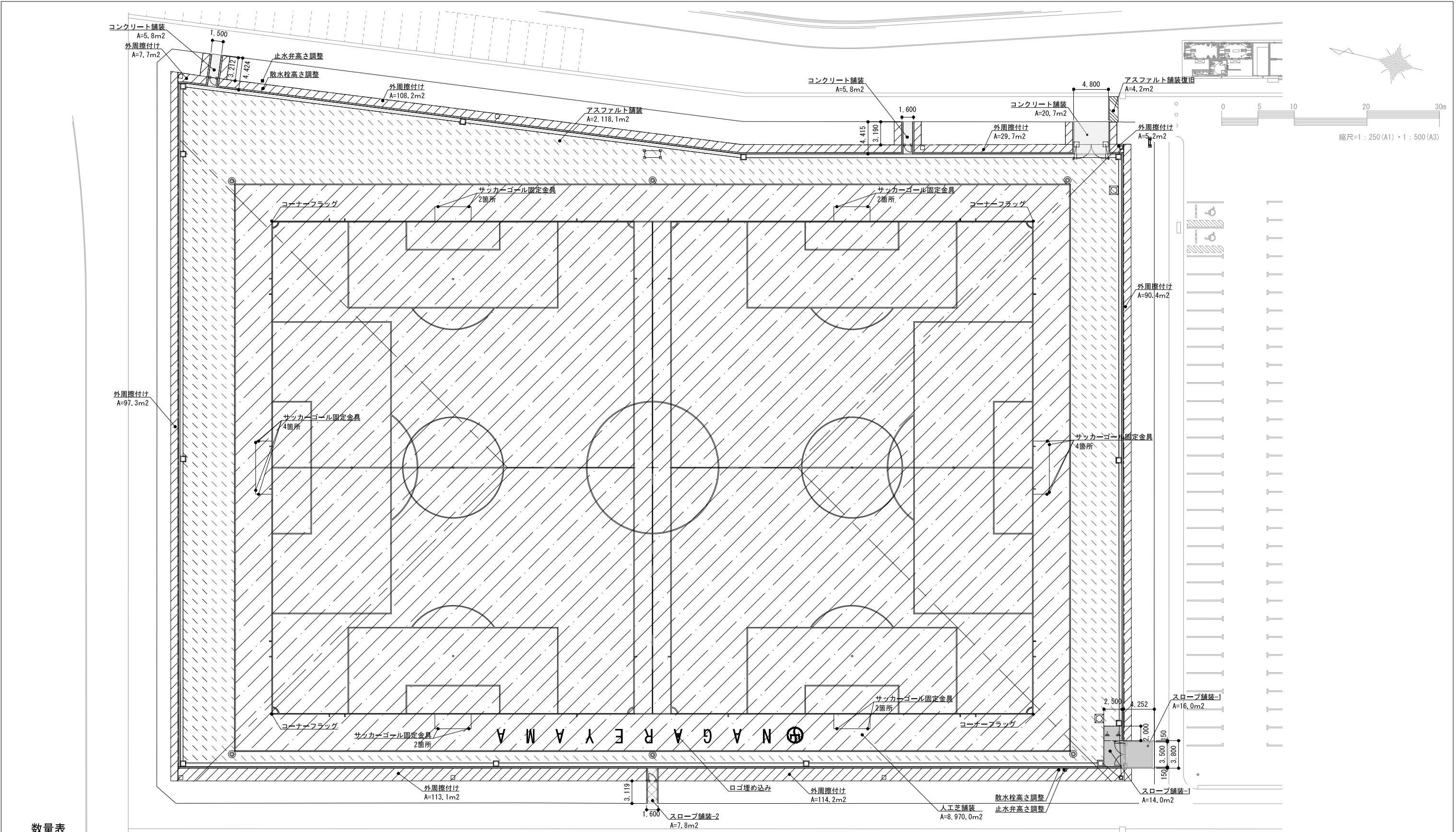
会 社 名	株式会社イズミ			
代 表 者	代表取締役 倉持 和幸			
自 己 資 本 額	636,760千円（資本金額 20,000千円）			
所 在 地	本 社	流山市おおたかの森西三丁目3番地の3		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和3年8月10日 千葉県知事許可（特－3）第28229号 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、解体工事業 令和3年8月10日 千葉県知事許可（般－3）第28229号 管工事業			
営 業 種 目	土木工事、とび・土工工事、舗装工事、造園工事、解体工事、管工事			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁（千円）	民間（千円）	合計（千円）
	令和5年6月期	404,034	863,903	1,267,937
	令和6年6月期	852,742	711,739	1,564,481
	平 均	628,388	787,821	1,416,209
過去の主な工事経歴	工 事 名	中央消防署移転に伴う造成工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	217,817,600円（出資比率70％）		
	工 期	令和4年6月23日から令和5年7月31日まで		
	受注形態	特定JV		
	工 事 名	南流山中央公園再整備工事（その1）		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	120,835,000円		
	工 期	令和4年11月17日から令和5年9月20日まで		
	受注形態	元請		
	工 事 名	前ヶ崎交差点改良工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	116,996,000円		
	工 期	令和5年8月3日から令和6年11月15日まで		
	受注形態	元請		

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社コウヨウ			
代 表 者	代表取締役 大藤 瑠介			
自 己 資 本 額	－ 9 9 7 千円（資本金額 1， 0 0 0 千円）			
所 在 地	本 社	流山市前ヶ崎 3 8 8 番地の 1		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和 3 年 6 月 2 9 日 千葉県知事許可（般－3）第 4 7 3 1 2 号 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業			
営 業 種 目	土木工事、とび・土工工事、舗装工事、石工事、鋼構造物工事、解体工事			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁（千円）	民間（千円）	合計（千円）
	令和 5 年 9 月期	149,987	154,153	304,140
	令和 6 年 9 月期	61,022	142,219	203,241
	平 均	105,505	148,186	253,691
過去の主な工事経歴	工 事 名	中央消防署移転に伴う造成工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	9 3， 3 5 0， 4 0 0 円（出資比率 3 0 %）		
	工 期	令和 4 年 6 月 2 3 日から令和 5 年 7 月 3 1 日まで		
	受注形態	特定 J V		
	工 事 名	県単運動公園周辺地区整備工事（2 号調整池付帯工事その 2）		
	発 注 者	千葉県流山区画整理事務所		
	工事金額	2 1， 3 6 3， 1 0 0 円		
	工 期	令和 3 年 1 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 2 8 日まで		
	受注形態	元請		
	工 事 名	和田堀 3 号汚水幹線工事（E 5－4 0 1）		
	発 注 者	流山市上下水道局		
	工事金額	1 7， 0 5 0， 0 0 0 円		
	工 期	令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日		
	受注形態	元請		

案内図





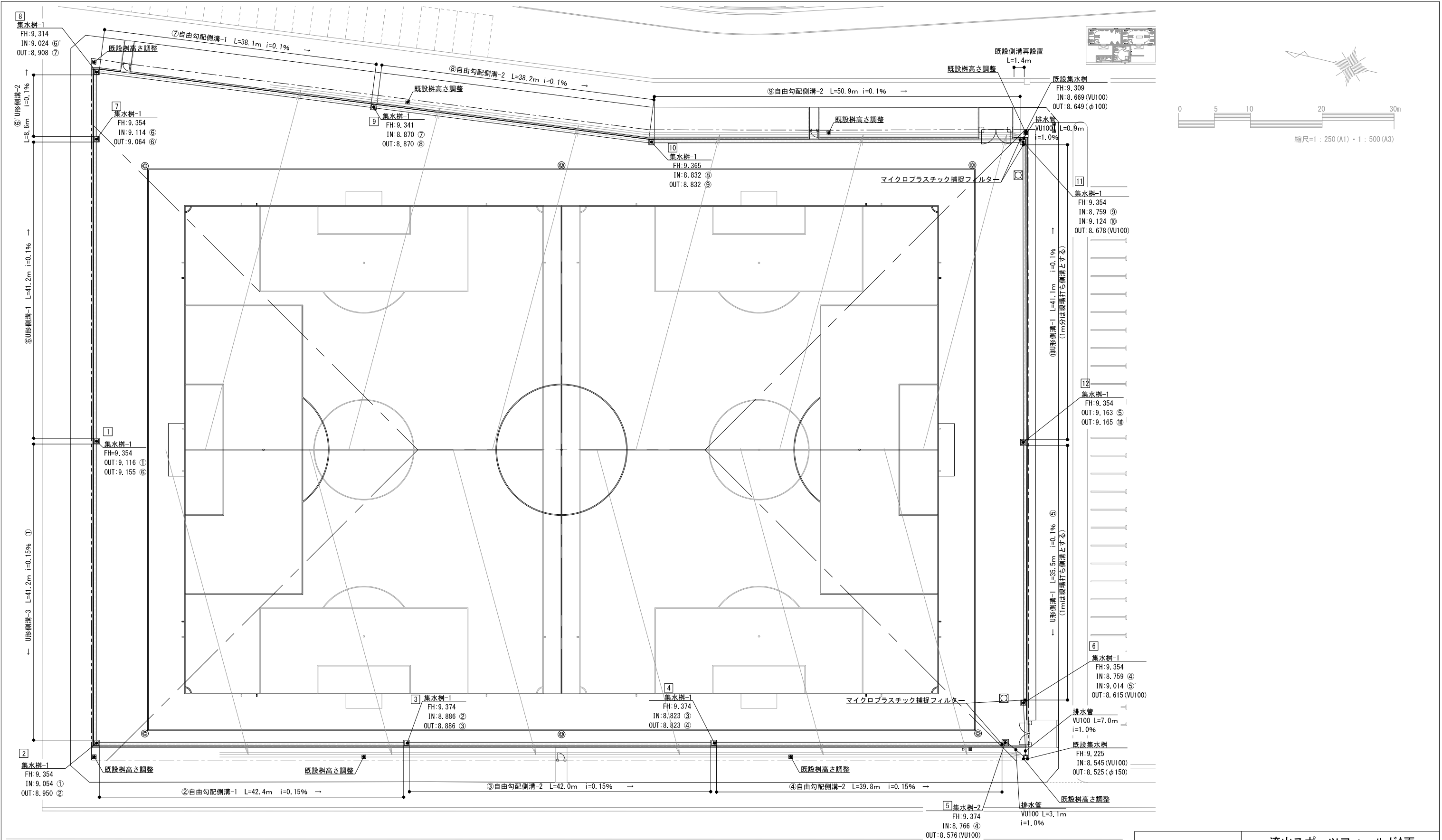
数量表

記 号	名 称	寸法・規格	数 量	単 位	備 考
【舗装工】					
	下地アスファルト舗装	砕石 RC-40 t=150mm 開粒度アスファルト(13) t=50mm	8,970.0	m2	
	人工芝舗装	ノンフィル人工芝 下地アンダーパット共	8,970.0	m2	
	アスファルト舗装	砕石 RC-40 t=190mm 開粒度アスファルト(13) t=50mm	2,118.1	m2	
	アスファルト舗装復旧	開粒度アスファルト(13) t=40mm	4.2	m2	
	外周擦付け	発生土 外周擦付け 防草シート貼付け	565.8	m2	
	コンクリート舗装	18-8-25 t=100mm スロープ部	32.3	m2	
	スロープ舗装-1	21-8-25 t=150mm スロープ部	30.0	m2	
	スロープ舗装-2	21-8-25 t=150mm スロープ部	7.8	m2	
	ロゴ埋め込み	ノンフィル人工芝(白) 2,000×1,500程度 流山市章マーク 1箇所、NAGAREYAMA 10文字	1	式	

舗装・施設計画平面図 S=1:250

記 号	名 称	寸法・規格	数 量	単 位	備 考
【競技施設工】					
	サッカーコートライン	105m×68m ノンフィル人工芝(白)	1	面	
	少年用サッカーコートライン	68m×50m ノンフィル人工芝(青)	2	面	
	コーナーフラッグ	4本/1式	1	式	
	サッカーゴール固定金具	SUS製 4セット/1式	4	式	
	散水栓高さ調整		2	箇所	
	止水弁高さ調整		2	箇所	

工 事 名	流山スポーツフィールドA面 人工芝化工事
工事箇所	流山市大字下花輪337番地の1
図面種別	舗 装 ・ 施 設 計 画 平 面 図



数量表					
記 号	名 称	寸法・規格	数 量	単位	備 考
【排水工】					
〰〰〰	U形側溝-1	U-300A コンクリート蓋 底打ちコンクリート t=50~91	117.8	m	マイクロプラスチック捕捉フィルターが入る1本分は現場打ち側溝とする
〰〰〰	U形側溝-2	U-300A コンクリート蓋	8.6	m	
〰〰〰	U形側溝-3	U-300B コンクリート蓋 底打ちコンクリート t=50~112	41.2	m	
〰〰〰	現場打ち側溝	U-300A コンクリート蓋	2.0	m	マイクロプラスチック捕捉フィルター設置
〰〰〰	自由勾配側溝-1	300×400 コンクリート蓋 底打ちコンクリート t=65~141	80.5	m	
〰〰〰	自由勾配側溝-2	300×500 コンクリート蓋 底打ちコンクリート t=50~174	170.9	m	

排水計画平面図 S=1:250					
記 号	名 称	寸法・規格	数 量	単位	備 考
□	集水樹-1	□600 コンクリート蓋	11	箇所	
□	集水樹-2	□600グレーチング蓋	1	箇所	
	排水管	VU100	11.0	m	既設集水樹接続
	既設樹高さ調整	□350	8	箇所	
	マイクロプラスチック捕捉フィルター	メッシュフィルター・固定板 (SUS) ヤシ繊維マット t=30×3枚	4	箇所	
	既設側溝再設置	U形側溝、再利用	1.4	m	

工 事 名	流山スポーツフィールドA面 人工芝化工事
工事箇所	流山市大字下花輪337番地の1
図面種別	排 水 計 画 平 面 図

議案第 49 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 | 取得の目的 | 高規格救急自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 107,580,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 山本 功 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

高規格救急自動車概要

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 車 種 | 日産パラメディック |
| 2 | 規 格 | 全長 5, 330ミリメートル
全幅 1, 880ミリメートル
全高 2, 490ミリメートル |
| 3 | エンジン出力 | 147PS |
| 4 | 駆 動 | 4輪駆動方式 |
| 5 | 乗車人員 | 7名 |
| 6 | 主な車両装備品及び付属品 | |
| | (1) | LED赤色警光灯 |
| | (2) | モーターサイレン |
| | (3) | 心臓マッサージシステム |
| | (4) | メインストレッチャー |
| | (5) | 間仕切り壁 |
| | (6) | 搬送用アイソレーター |
| | (7) | 酸素吸入装置 |
| | (8) | 自動吸引器 |
| | (9) | 高度救命処置用資機材 |
| 7 | 履行期間 | 議会の議決の日の翌日から令和8年2月13日まで |

業 者 経 歴 表

会 社 名	千葉日産自動車株式会社	
代 表 者	代表取締役 山本 功	
自 己 資 本 額	7, 9 5 1, 7 6 2千円 (資本金額 5 0, 0 0 0千円)	
所 在 地	本 社	千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
主 な 取 扱 商 品 及 び 事 業 内 容	(1) 日産車・ルノー車・アルピーヌ車の新車販売 (2) 各種中古車の販売 (3) 車検・定期点検及び加工修理	
過 去 2 か 年 の 年 間 平 均 販 売 実 績 高	令和5年3月期	3 6, 7 8 9, 5 4 3千円
	令和6年3月期	4 2, 0 7 4, 5 4 4千円
	平 均	3 9, 4 3 2, 0 4 4千円
過去の主な販売実績	物 品 名 高規格救急自動車（高度救命処置用資機材含む） 発 注 者 我孫子市 契 約 金 額 3 8, 9 3 3, 6 9 1円 納入年月日 令和7年2月5日	
	物 品 名 高規格救急自動車 発 注 者 柏市 契 約 金 額 3 4, 0 7 8, 0 0 0円 納入年月日 令和7年3月6日	

議案第 50 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市赤城福祉会館の管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項に次の１号を加える。

（１４）流山市赤城福祉会館

第５条の３第１項第２号中「及び流山市江戸川台福祉会館」を「、流山市江戸川台福祉会館及び流山市赤城福祉会館」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市赤城福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市赤城福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市赤城福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第５条の３第２項の規定により読み替えた改正後の条例第７条の規定によりなされた許可とみなす。

議案第 51 号

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市いじめ対策調査会の委員の上限人数を増やすほか、教育委員会がいじめの重大事態に係る調査を実施する場合において、いじめを受けた児童等及びその保護者が同調査会によらない調査を希望するときは、教育委員会が直接調査を実施することを可能とするためである。

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

流山市いじめ防止対策推進条例（平成２６年流山市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第３項中「１０人」を「１２人」に改める。

第１７条第３項に次のただし書を加える。

ただし、いじめを受けた児童等及びその保護者が調査会によらない調査を希望するときは、教育委員会が直接調査を実施することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山インターチェンジ西部地区地区計画の都市計画決定及び平和台1丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定め、並びに東洋学園地区地区計画の都市計画変更による当該地区計画の廃止に伴い、当該地区計画の区域を建築物の用途等の制限の対象から外すためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 東洋学園地区地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

流山インターチェンジ西部地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された流山インターチェンジ西部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------------	--

別表第２ 東洋学園地区地区整備計画区域の項を削り、同表中

「

平和台１丁目地区地区整備計画区域		以下に掲げる建築物以外の建築物 （１）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの （２）店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの （３）病院 （４）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類す
------------------	--	---

		るもの (5) ホテル又は旅館 (6) 事務所 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
--	--	---

」

を

「

平和台 1 丁目地区 地区整備計画区域		(1) 戸建住宅（長屋で 3 戸以下のものを含 む。） (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 畜舎（動物病院及 びペットショップ等 で、動物の収容の用 に供する部分の床面 積の合計が 1 5 平方 メートル以下のもの を除く。） (5) 射的場、勝馬投票 券発売所、場外車券 売場その他これらに 類するもの (6) 風営法第 2 条第 1 項各号に規定する風 俗営業の用に供する 建築物 (7) 風営法第 2 条第 6 項各号に規定する店
--------------------------------	--	--

		舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 (8) 事務所（データセンターの用に供するものに限る。）
流山インターチェンジ西部地区地区整備計画区域	産業・物流施設地区	以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 輸送、保管、荷捌きき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所 (2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のもの (3) 前2号の建築物に附属するもの (4) 公衆便所又は休憩所

	にぎわい創出地区	以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 水泳場 (2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が2, 5 0 0平方メートル以下のもの (3) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が3, 5 0 0平方メートル以下のもの） (4) スポーツの練習場 (5) 観覧場（その用途に供する部分の床面積の合計が2, 0 0 0平方メートル以下のもの） (6) 前各号の建築物に附属するもの (7) 公衆便所又は休憩所 (8) 路線バスの停留所の上屋
--	-----------------	--

」

に改める。

別表第 3 に次のように加える。

平和台 1 丁目地区地区整備計画区域		3 0 / 1 0
--------------------	--	-----------

別表第 4 中

「

平和台 1 丁目地区地区整備計画区域		5 , 0 0 0 平方メートル
--------------------	--	------------------

」

を

「

平和台 1 丁目地区地区整備計画区域		3 0 0 平方メートル。ただし、公益上必要な建築物で、市長がやむを得ないと認めたものは、この限りでない。
流山インターチェンジ西部地区地区整備計画区域	産業・物流施設地区	3 0 , 0 0 0 平方メートル。ただし、公衆便所又は休憩所については、この限りでない。

」

に改める。

別表第 5 東洋学園地区地区整備計画区域の項を削り、同表中

「

平和台 1 丁目地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面
--------------------	--	-------------------

		から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（平和台1丁目地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から15メートル以上、2号壁面線（平和台1丁目地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から3メートル以上とする。
--	--	--

」

を

「

平和台1丁目地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル以上（1号壁面線（平和台1丁目地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）にお
------------------	--	--

		いては 10 メートル以上) とする。
流山インターチェンジ西部地区地区整備計画区域	産業・物流施設地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1 号壁面線（流山インターチェンジ西部地区地区整備計画において 1 号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から 25 メートル以上、2 号壁面線（流山インターチェンジ西部地区地区整備計画において 2 号壁面線として定められた壁面線をいう。この項において同じ。）において、道路境界線及び隣地境界線から 15 メートル以上、3 号壁面線（流山インターチェンジ西部地区地区整備計画において 3 号壁面線として定められた壁面線をいう。この項において同じ。）において

	て、道路境界線及び隣地境界線から10メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 (1) 公衆便所又は休憩所 (2) 安全保安員詰所で高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
にぎわい創出地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2号壁面線において、道路境界線及び隣地境界線から15メートル以上、3号壁面線において、道路境界線及び隣地境界線から10メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

		(1) 公衆便所又は休憩所 (2) 路線バスの停留所の上屋 (3) 安全保安員詰所で高さが３メートル以下、かつ、床面積の合計が１０平方メートル以下のもの
--	--	--

」

に改める。

別表第６に次のように加える。

流山インターチェンジ西部地区地区整備計画区域	産業・物流施設地区にぎわい創出地区	３１メートル
------------------------	-------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

市道路線の認定について

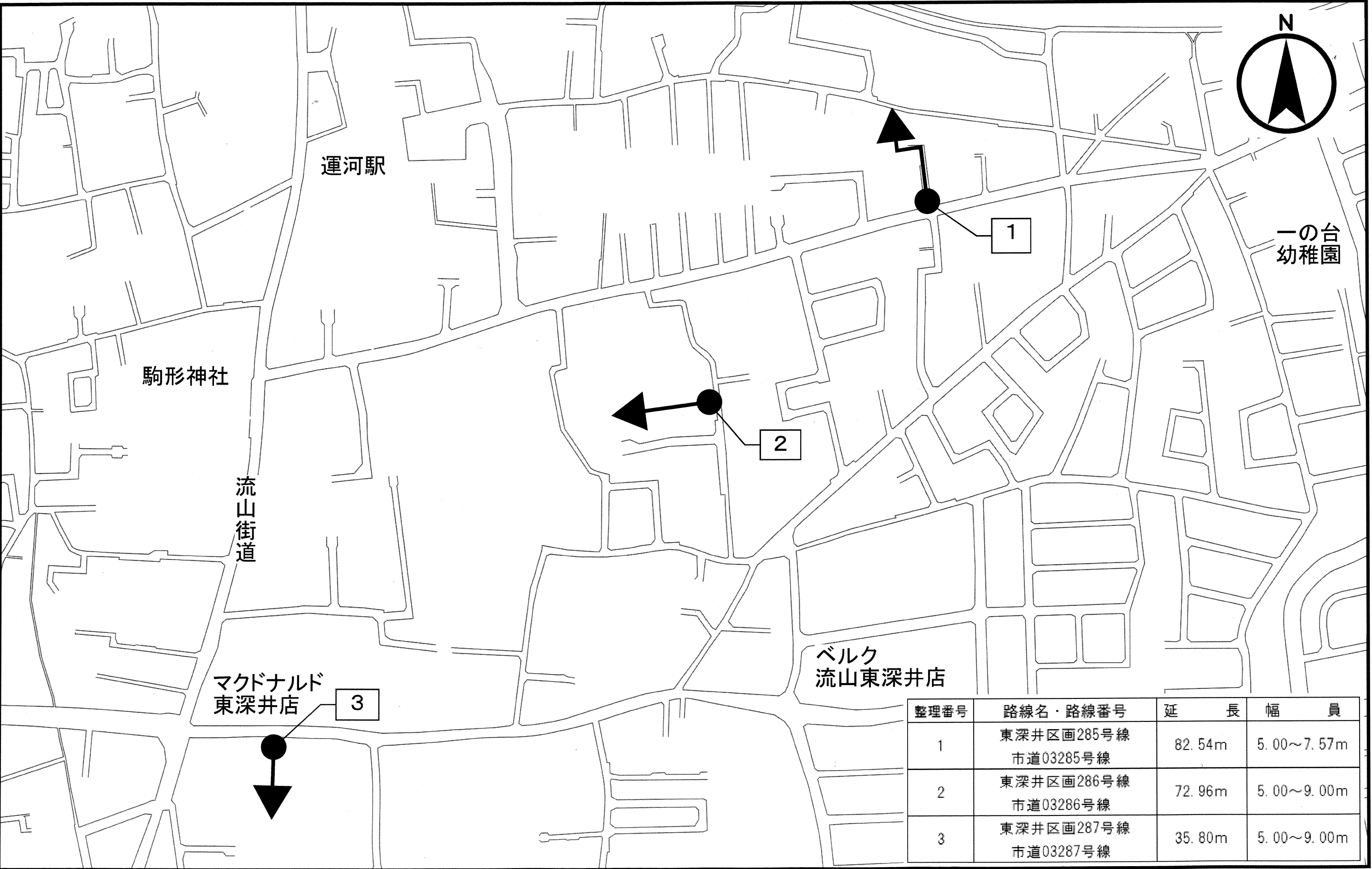
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和7年6月19日提出

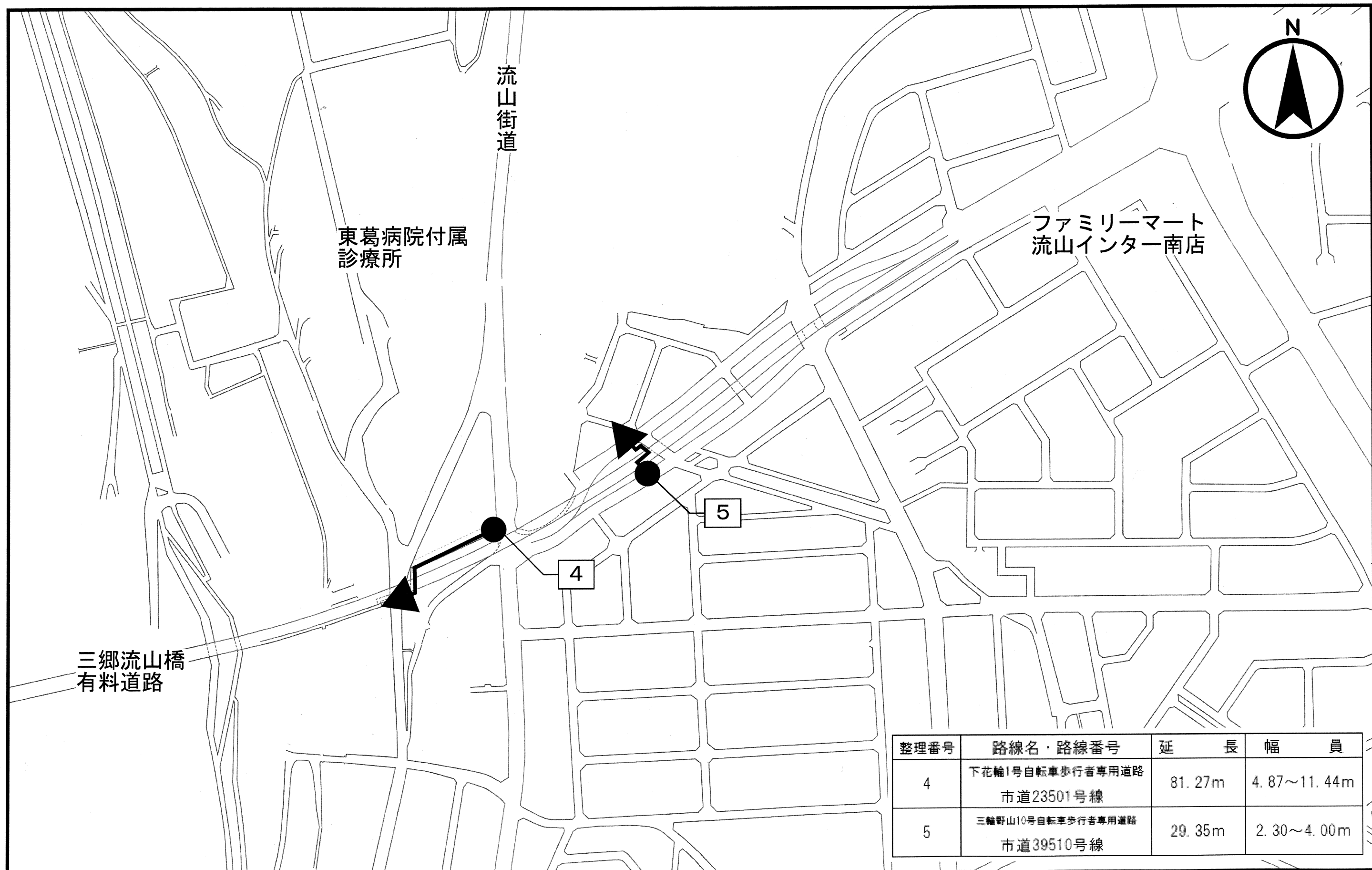
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	0 3 2 8 5	東深井区画 2 8 5 号線	東深井字一ノ坪 4 6 2 番 3 7	
			同 所同 番 6 6	
2	0 3 2 8 6	東深井区画 2 8 6 号線	東深井字宮前 2 0 0 番 3 3	
			同 所同 番 2 5	
3	0 3 2 8 7	東深井区画 2 8 7 号線	東深井字甲 1 3 1 番 1	
			同 所同 番 1	
4	2 3 5 0 1	下花輪 1 号自転車歩行者専用道路	下花輪字寺下 1 4 0 5 番 3 2	
			同 所同 番 3 5	
5	3 9 5 1 0	三輪野山 1 0 号自転車歩行者専用道路	三輪野山一丁目 9 5 3 番 2	
			三輪野山五丁目 9 2 6 番 2	
6	6 0 0 5 2	野々下 3 丁目区画 5 2 号線	野々下 3 丁目 7 6 5 番 2	
			同 所同 番 1 4	
7	6 6 1 1 9	西平井区画 1 1 9 号線	西平井字釘貫 1 0 9 9 番 7	
			同 所同 番 1 4	

市道認定路線図



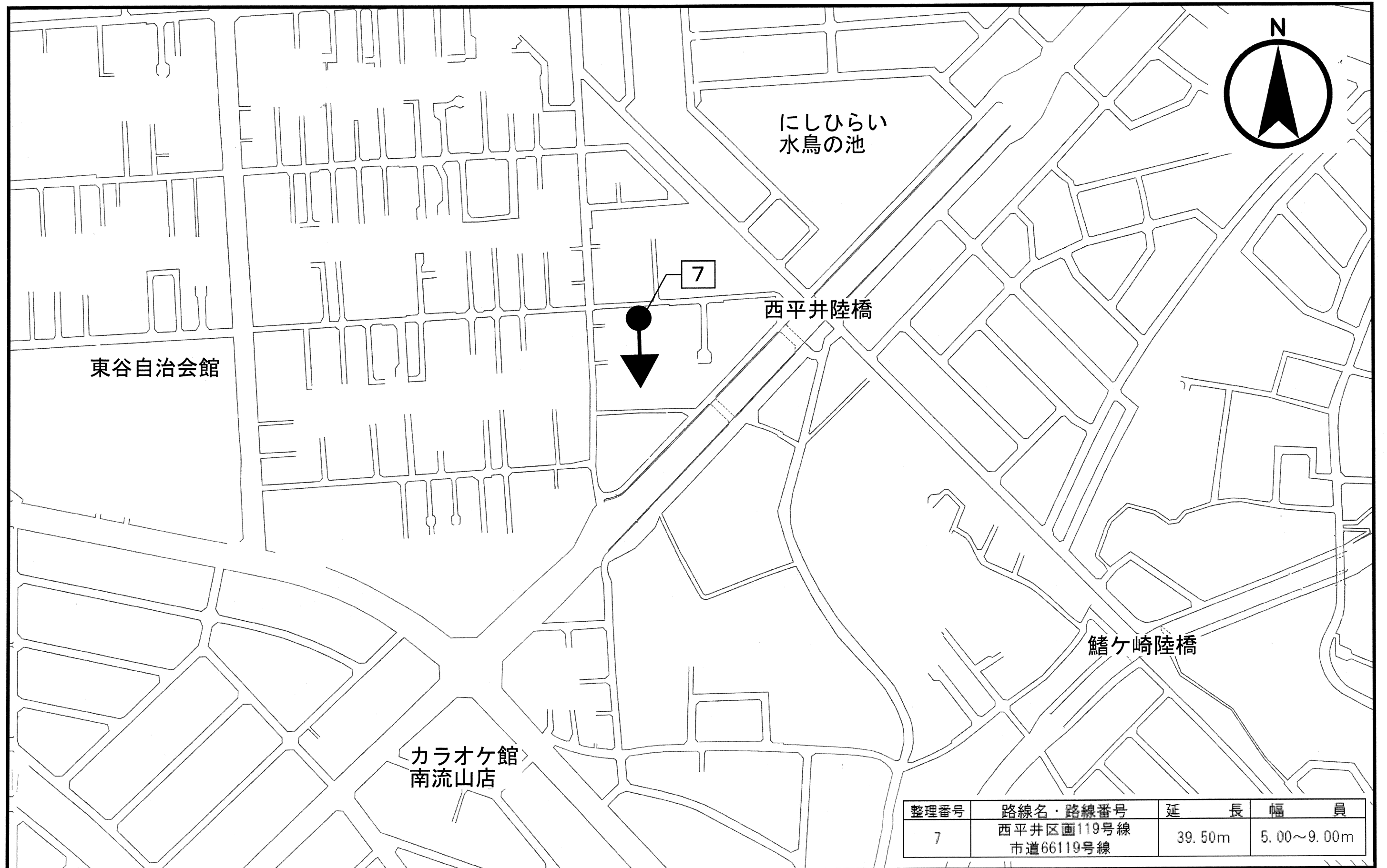
市道認定路線図



市道認定路線図



市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
7	西平井区画119号線 市道66119号線	39.50m	5.00~9.00m

報告第 2 号

継続費繰越計算書について

令和6年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和6年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
												国県支出金	地方債	その他
1	4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物処理基本計画策定事業	円 7,766,000	円 5,695,000	円	円 5,695,000	円 5,125,500	円 569,500	円 569,500	円 569,500	円	円	円
2			廃棄物処理施設延命化事業（ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・設計施工監理業務委託）	7,997,000,000	3,611,454,000	215,997,100	3,827,451,100	3,250,308,600	577,142,500	577,142,500	144,342,500		432,800,000	
3	8 土木費	1 土木管理費	建築確認台帳システム構築事業	293,580,000	112,870,000		112,870,000	109,087,000	3,783,000	3,783,000	3,783,000			
4			2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2,436,670,000	312,256,000	272,801,667	585,057,667	313,879,022	271,178,645	271,178,645	16,378,645	国庫支出金 108,700,000	146,100,000
5		4 都市計画費	都市計画見直し事業（区域区分等）	12,540,000	8,778,000		8,778,000	7,317,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000			
6			初石駅施設整備事業	2,775,800,000	550,326,000	1,224,139,000	1,774,465,000	928,000,000	846,465,000	846,465,000	401,471,000	国庫支出金 192,653,000	56,800,000	負担金 195,541,000
7	9 消防費	1 消防費	中央消防署移転事業（建設工事）	3,064,000,000	2,245,500,000	576,735,000	2,822,235,000	1,120,900,000	1,701,335,000	1,701,335,000	297,635,000		1,403,700,000	
8			中央消防署移転事業（工事監理業務委託）	81,169,000	41,362,000	4,026,000	45,388,000	32,967,000	12,421,000	12,421,000	4,721,000		7,700,000	
9	10 教育費	2 小学校費	おおぐろの森小学校校舎増築事業	35,090,000	24,563,000		24,563,000	18,940,000	5,623,000	5,623,000	1,423,000		4,200,000	
合 計				16,703,615,000	6,912,804,000	2,293,698,767	9,206,502,767	5,786,524,122	3,419,978,645	3,419,978,645	871,784,645	301,353,000	2,051,300,000	195,541,000

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 19 日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和6年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	国庫支出金 その他	一般財源
				円	円	円	円	円	円
1	3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰支援事業（社会福祉課 追加支給分）	305,980,000	107,368,981		国庫支出金 107,368,981		
2			福祉会館整備事業	2,220,000	1,789,350				1,789,350
3		2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	26,100,000	26,100,000				26,100,000
4	4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援給付金事業（健康増進課）	1,738,000	1,738,000		国庫支出金 1,738,000		
5			物価高騰支援事業（環境政策課）	41,495,000	41,495,000		国庫支出金 41,495,000		
6	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	131,348,000	36,260,000			市債 32,600,000	3,660,000
7			名都借跨線橋道路拡幅改良事業	37,594,000	32,101,000			市債 9,200,000	22,901,000
8			道路緑化事業	6,044,000	6,044,000				6,044,000
9			区画道路改良事業	241,836,000	231,443,000		国庫支出金 94,088,000	市債 119,900,000	17,455,000
10		3 河川費	利根運河エコパーク関連事業	26,335,000	26,335,000			市債 19,700,000	6,635,000
11			雨水排水施設整備事業	84,998,000	64,852,500		国庫支出金 18,162,000	市債 37,600,000	9,090,500
12		4 都市計画費	初石駅施設整備事業	46,501,000	46,501,000				46,501,000
13			江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	12,090,000	12,088,000			市債 9,000,000	3,088,000
14			流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業	3,960,000	3,960,000				3,960,000
15			運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理負担事業	66,222,000	57,093,488			市債 53,100,000	3,993,488
16			都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業	37,528,000	26,975,000		国庫支出金 11,330,000	市債 13,700,000	1,945,000
17			都市計画道路3・4・19号大畔美田線道路改良事業	3,386,000	3,386,000		国庫支出金 669,000	市債 2,400,000	317,000
18			都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	86,900,000	73,275,000			市債 65,800,000	7,475,000
19			市野谷の森環境保全事業	22,540,000	22,540,000		国庫支出金 6,210,000	市債 13,300,000	3,030,000
20			良質なみどりの拠点保全事業	200,000,000	200,000,000				200,000,000
21			安心安全な公園づくり事業	21,827,000	21,827,000			市債 16,300,000	5,527,000
22	9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業	12,000,000	12,000,000			市債 12,000,000	
23			消防指令業務運用事業	8,644,000	8,644,000				8,644,000
24			中央消防署移転事業	264,275,000	247,305,779			負担金 60,830,000	186,475,779
25	10 教育費	1 教育総務費	I C T学習空間整備事業（国の追加補正分）	103,946,000	103,946,000		国庫支出金 34,995,000	市債 68,900,000	51,000
26		2 小学校費	小学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	144,455,000	144,455,000		国庫支出金 48,980,000	市債 94,600,000	875,000
27			小学校設備改修事業（国の追加補正分）	36,130,000	36,130,000		国庫支出金 12,159,000	市債 23,700,000	271,000
28			小学校校舎等リニューアル事業（国の追加補正分）	463,408,000	463,408,000		国庫支出金 152,172,000	市債 311,000,000	236,000
29			おおぐろの森小学校校舎増築事業（国の追加補正分）	49,995,000	49,995,000		国庫支出金 16,830,000	市債 33,000,000	165,000
30		3 中学校費	中学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	134,101,000	134,101,000		国庫支出金 41,749,000	市債 89,200,000	3,152,000
31			中学校設備改修事業（国の追加補正分）	39,658,000	39,658,000		国庫支出金 13,278,000	市債 25,900,000	480,000
32			常盤松中学校校舎増築事業（国の追加補正分）	183,953,000	183,953,000		国庫支出金 48,709,000	市債 134,700,000	544,000

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 その他	一般財源
33		5 社会教育費	南流山センター施設整備改修事業	円 31,350,000	円 31,350,000	円	円	市債 28,200,000	円 3,150,000
34		6 保健体育費	体育施設改修・整備事業（国の追加補正分）	38,203,000	38,203,000		国庫支出金 12,713,000	市債 25,000,000	490,000
合 計				2,916,760,000	2,536,321,098		662,645,981	1,299,630,000	574,045,117

報告第 4 号

事故繰越し繰越計算書について

令和6年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和6年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出 行為 額	左の 内訳		支出負担 行為 予定額	翌年 繰越 額	左の 財源 内訳				説明	
					支出 済額	支出未 済額			既収入 特定財 源	未収入 特定財 源				一般財 源
										国 支 出	県 金	そ の 他		
1	4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター施設整備事業	1,980,000		1,980,000		1,980,000					1,980,000	本事業は、保健センターの高圧ケーブル更新工事を行うものであるが、高圧ケーブルの入荷に時間を要することから工事の着工に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難となった。 事業の完了は、令和7年7月31日の予定である。
2	8 土木費	4 都市計画費	都市計画見直し事業	2,464,000		2,464,000		2,464,000					2,464,000	本事業は、流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の施行区域における都市計画の見直しを行う事業であるが、土地利用計画の見直しに係る、土地区画整理事業の事業計画変更時期が令和7年度以降に変更されたことから、年度内の事業完了が困難となった。 事業の完了は、令和8年3月31日の予定である。
3			初石駅施設整備事業	110,550,000	44,220,000	66,330,000		66,330,000	9,000,000	46,900,000			10,430,000	本事業は、初石駅東口駅前広場の整備を行うものであり、東武鉄道株式会社に施行を委託している自由通路及び橋上駅舎整備工事の進捗に遅れが生じ、当該工事の施工ヤードとして使用されている範囲において本事業の工事の着手が出来なくなったことから、年度内の事業完了が困難となった。 事業の完了は、令和8年1月30日の予定である。
4	9 消防費	1 消防費	本部・署庁舎管理事業	656,700		656,700		656,700					656,700	本事業は、流山市常備消防発足60周年を記念して記念誌を発行するものであり、中央消防署移転事業に関する情報を掲載する予定であったが、建設工事の工期延長により年度内に事業を完了することが困難となった。 事業の完了は、令和7年9月30日の予定である。
5			消防指令業務運用事業	1,319,790	219,900	1,099,890		1,099,890					1,099,890	本事業は、消防庁舎移転に伴う無線免許状の変更、無線機転載作業及び関係備品の購入を行うものであるが、移転先である中央消防署庁舎建設工事に遅れが生じており、移転後に予定していた当該事業の年度内の完了が困難となった。 事業の完了は、令和7年7月31日の予定である。
合 計				116,970,490	44,439,900	72,530,590		72,530,590	9,000,000	46,900,000			16,630,590	

報告第 5 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和6年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	おおたかの森浄水場新設配水池築造事業	円 1,064,300,000	円 664,300,000	円 142,200,000	円 806,500,000	円 303,630,000	円 502,870,000	円 502,870,000	円 151,170,000	円 351,700,000	円

令和6年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	おおたかの森浄水場新設配水池築造工事に伴う場内配管工事	円 112,827,000	円	円 112,827,000	円 112,827,000	円	円	円	円	おおたかの森浄水場新設配水池築造工事が工期延期することにより、年度内の完成が困難となったため
		おおたかの森浄水場新設配水池築造工事施工監理業務委託	円 13,420,000		円 13,420,000	円 13,420,000					おおたかの森浄水場新設配水池築造工事が工期延期することにより、年度内の完了が困難となったため
		西平井浄水場ろ過機ろ材交換工事	円 21,230,000		円 21,230,000	円 21,230,000					西平井浄水場の井戸更生工事との工程調整が必要であったことにより、年度内の完成が困難となったため
		江戸川台主要配水管改良工事（R6-1工区）	円 80,000,000		円 80,000,000	円 80,000,000					埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東部地域主要配水管改良工事（R6-1工区）	円 75,000,000		円 75,000,000	円 75,000,000					狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東深井配水管改良工事（R6-1工区）	円 65,000,000		円 65,000,000	円 65,000,000					隣接するガス管工事の遅延により、発注時期の調整を行ったことから、年度内完成が困難となったため
		美原2丁目配水管改良工事（R6-2工区）	円 40,000,000		円 40,000,000	円 40,000,000					隣接する下水道工事の遅延により、発注時期の調整を行ったことから、年度内完成が困難となったため
		上貝塚ほか配水管改良工事（R6-1工区）	円 40,000,000		円 40,000,000	円 40,000,000					狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		長崎2丁目ほか配水管改良工事（R6-1工区）	円 50,000,000		円 50,000,000	円 50,000,000					狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		名都借配水管改良工事（R6-1工区）	円 40,000,000		円 40,000,000	円 40,000,000					隣接する民間の宅地建築工事に伴い、発注時期の調整を行ったことから、年度内完成が困難となったため
		松ヶ丘5丁目配水管改良工事（R6-1工区）	円 6,642,300		円 6,642,300	円 6,642,300					隣接する民間の宅地建築工事に伴い、発注時期の調整を行ったことから、年度内完成が困難となったため
		南流山1丁目ほか配水管改良工事（R6-1工区）	円 41,000,000		円 41,000,000	円 41,000,000					隣接する横断歩道橋撤去工事に伴い、発注時期の調整を行ったことから、年度内完成が困難となったため
		青田配水管改良工事（R6-1工区）	円 35,000,000		円 35,000,000	円 35,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		駒木台配水管改良工事（R6-1工区）	円 70,000,000		円 70,000,000	円 70,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		駒木配水管改良工事（R6-1工区）	円 40,000,000		円 40,000,000	円 40,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		古間木配水管改良工事（R6-2工区）	円 65,000,000		円 65,000,000	円 65,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		鰯ヶ崎配水管改良工事（R6-1工区）	円 38,000,000		円 38,000,000	円 38,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						損益勘 留保資 金	企業債	工負担 事金			
	2つくばエクス プレス沿 線整備事業 費	前ヶ崎配水管改良工事（R6-1 工区）	円 110,000,000	円	円 110,000,000	円 110,000,000	円	円	円	円	先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となっ たため
		向小金3丁目配水管改良工事 （R6-1工区）	9,000,000		9,000,000	9,000,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となっ たため
		運動公園周辺地区配水管拡張 工事（R6-1工区）	72,475,000		72,475,000	22,475,000		50,000,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内 完成が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張 工事（R6-2工区）	47,500,000		47,500,000			47,500,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内 完成が困難となったため
	合 計			1,072,094,300		1,072,094,300	974,594,300		97,500,000		

報告第 6 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和6年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	企業債	国庫 補助金	工事 負担金	繰越工事 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	第5污水枝線工事(E6-501)	円 102,600,000	円	円 102,600,000	円 60,000,000	円 21,300,000	円 21,300,000	円	円	円	円	埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E6-741)	150,000,000		150,000,000	150,000,000							国道事務所との国道6号線道路占用に係る協議に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E6-742)	119,009,800		119,009,800	65,609,800	26,700,000	26,700,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E6-743)	35,245,000		35,245,000	25,245,000	5,000,000	5,000,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第7-6污水枝線工事(E6-761)	102,709,000		102,709,000	69,709,000	16,500,000	16,500,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第8污水枝線工事(E6-801)(その2)	29,250,000		29,250,000	21,600,000	3,800,000	3,850,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		西原第3污水枝線工事(T6-301)	119,100,000		119,100,000	65,700,000	26,700,000	26,700,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第3污水枝線工事(E6-30A)	14,350,000		14,350,000	14,350,000							私道地権者の工事承諾を得るのに時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		第5污水枝線工事(E6-501)等に 伴うガス管等移設	19,000,000		19,000,000	19,000,000							本体工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事(その1)	66,500,000		66,500,000	400,000	33,600,000	32,500,000					カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事(その2)	60,000,000		60,000,000		30,000,000	30,000,000					カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事(その3)	60,000,000		60,000,000		30,000,000	30,000,000					カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
	2 つくばエクス プレス沿線整 備事業費	公共下水道(汚水)管きよ布設工 事(運公R6-1)	245,700,000		245,700,000			21,300,000	203,100,000	21,300,000			先行する千葉県の造成工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道(雨水)管きよ布設工 事(運公R6-1)	62,800,000		62,800,000		10,550,000	10,550,000	41,700,000				千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		公共下水道(雨水)管きよ布設工 事(運公R6-2)	62,800,000		62,800,000		10,550,000	10,550,000	41,700,000				千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
合 計			1,249,063,800		1,249,063,800	491,613,800	214,700,000	234,950,000	286,500,000	21,300,000			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金	企業債	国 庫 補助金	工 事 負担金	繰 越 工 事 資 金			
1 下水道事業 費用	1 営業費用	流山市内水浸水想定区域図作成 業務委託	円 28,094,000	円	円 24,750,000	円 16,950,000	円	円 7,800,000	円	円	円 3,344,000	円	水防法に基づき流山市内水浸水想定区域 図を作成するに当たり、関係機関による 雨水台帳及び関係資料の提供に相当の日 数を要したため
合 計			28,094,000		24,750,000	16,950,000		7,800,000			3,344,000		

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年４月１０日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が、公務のため公用車で道路を直進していたところ、前方の一時停止中の相手方車両に追突したことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和７年２月６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市三輪野山一丁目１１６２番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年４月１０日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２１，８２０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年４月１６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が、公務のため訪問先付近の駐車場において公用車を駐車し、降車しようとした際に、強風により運転席のドアが大きく開いたことにより、当該駐車場に駐車していた相手方車両の左後部座席のドアを破損させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和７年１月９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市美原１丁目１２２９番地 |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県吉川市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年４月１６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２７３，５７０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月１６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が、公務のため公用車で道路を直進していたところ、前方の一時停止中の相手方車両に追突し、後部のドアを破損させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和７年２月６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市三輪野山一丁目１１６２番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年５月１６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ９９１，５９５円 |

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 流山市北消防署敷地内で発生した物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年４月２１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 相手方が運転する車両が、流山市北消防署に隣接する飲食店の駐車場において前進したところ、当該消防署の敷地内のフェンスの基礎であるコンクリートブロックを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年１２月１０日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市美原２丁目１３９番地の１
（流山市北消防署敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年４月２１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | ５５，０００円 |